

オンライン利用促進のための行動計画 (厚生労働省)

2006年(平成18年)3月29日
2007年(平成19年)3月27日(改定)

厚生労働省情報政策会議決定

～ 目 次 ～

手続No.	対 象 手 続	手 続 の 概 要	根 拠 法 令
No. 1	食品等の輸入の届出	輸入者等による食品等輸入手続を全国の検疫所窓口にて電子的に処理するもの。	食品衛生法第27条、第28条
No. 2	就業規則（変更）届出	常時10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を記した書面を添付し、事業場を管轄する労働基準監督署に届け出なければならない。就業規則の変更届出についても同様である。	労働基準法第89条第1項
No. 3	1年単位の変形労働制に関する協定届	使用者が労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、1年以内の一定の期間を平均し1週間当たりの労働時間が40時間を超えないよう定め、当該協定を所轄労働基準監督署長に届け出ることにより、当該協定の定めにより特定された週、日において法定労働時間を超えて労働させることができる。	労働基準法第32条の4第4項（第32条の2第2項準用）
No. 4	時間外・休日労働に関する協定届	使用者が労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者との書面による協定を所轄労働基準監督署長に届け出ることにより、当該協定の範囲で法定労働時間を延長し、又は、休日に労働させることができる。	労働基準法第36条第1項
No. 5	概算・増加概算・確定保険料申告書	事業主が、概算保険料、確定保険料等の申告を行う場合、原則毎年4月1日～5月20日までに所轄労働基準監督署、都道府県労働局若しくは金融機関へ提出する。	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第15条、第16条、第19条、同施行規則第24条第3項、第25条第3項、第33条第2項
No. 6	概算保険料の延納の申請	事業主が、納付すべき概算保険料が40万円（労災保険又は雇用保険いずれか一方の保険関係のみ成立している場合は20万円）以上等の場合、概算保険料申告書提出時に併せて延納申請をすることができる。	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第18条、同施行規則第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条
No. 7	労働保険事務組合の処理の委託	労働保険事務組合が、労働保険事務の処理を受託したときに、労働基準監督署長又は公共職業安定所長を経由して都道府県労働局長へ提出する。	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第33条第1項、同施行規則第60条第1項
No. 8	保険関係成立届	事業主が、保険成立した（労働者を使用することとなった）日から10日以内に、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長へ届ける。	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項、同施行規則第4条
No. 9	名称・所在地等変更届	事業主が、事業の名称・所在地等に変更があった場合、変更があった日の翌日から10日以内に、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長へ届ける。	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第2項、同施行規則第5条
No. 10	休業補償給付の請求／休業特別支給金の申請	業務上負傷し又は疾病にかかって療養のために働けず、賃金を受けない日が4以上に及ぶ時、被災労働者本人が、休業日の翌日から2年以内に所轄の労働基準監督署長に休業補償給付の支給の請求を行う。	労働者災害補償保険法第14条（同法施行規則第13条）、労働者災害補償保険法第29条（労働者災害補償保険特別支給金支給規則第3条）
No. 11	未支給の保険給付支給の申請／未支給の特別支給金支給の申請	労災保険給付等を受ける権利のある人が死亡した時に、死亡した人と死亡当時に生計を同じくしていた人が、所轄の労働基準監督署長に未支給の保険給付支給等の請求を行う。	労働者災害補償保険法第11条（同法施行規則第10条）、労働者災害補償保険法第29条（労働者災害補償保険特別支給金支給規則第15条）
No. 12	年金たる保険給付の受給権者の定期報告	労災年金受給権者が、厚生労働省から送付する定期報告書で明記されている必要な書類を添付して、生年月日により6月末または10月末までに、年金の支給決定を受けた労働基準監督署長に提出する。	労働者災害補償保険法第12条の7（同法施行規則第21条）
No. 13	療養補償給付たる療養の費用の請求	業務上負傷し又は疾病にかかり、労災指定病院等以外の病院や診療所、薬局に行った時、柔道整復士から手当を受けた時、はり師及びきゅう師、あん摩マッサージ指圧師から手当を受けた時、労災指定訪問看護事業者以外の訪問看護事業者による訪問看護を受けた時、被災労働者本人が、療養の費用を支払った翌日から2年以内に所轄の労働基準監督署長に療養の費用の支給の請求を行う。	労働者災害補償保険法第13条（同法施行規則第12条の2）
No. 14	療養給付たる療養の給付の請求	通勤によって負傷し又は疾病にかかり、労災病院や労災指定病院等で療養の給付を受けようとするとき、被災労働者本人が、治療を受けている病院等を経由して所轄の労働基準監督署長に療養給付の請求を行う。	労働者災害補償保険法第22条（同法施行規則第18条の5第1項）
No. 15	療養給付たる療養の費用の請求	通勤により負傷し又は疾病にかかり、労災指定病院等以外の病院や診療所、薬局に行った時、柔道整復士から手当を受けた時、はり師及びきゅう師、あん摩マッサージ指圧師から手当を受けた時、労災指定訪問看護事業者以外の訪問看護事業者による訪問看護を受けた時、被災労働者本人が、療養の費用を支払った日の翌日から2年以内に所轄の労働基準監督署長に療養の費用の支給の請求を行う。	労働者災害補償保険法第22条（同法施行規則第18条の6第1項）
No. 16	休業給付の請求／休業特別支給金の申請	通勤により負傷し又は疾病にかかって療養のために働けず、賃金を受けない日が4以上に及ぶ時、被災労働者本人が、休業日の翌日から2年以内に所轄の労働基準監督署長に休業給付の支給の請求を行う。	労働者災害補償保険法第22条の2（同法施行規則第18条の7）、労働者災害補償保険法第29条（労働者災害補償保険特別支給金支給規則第3条）
No. 17	特別加入脱退の申請	特別加入者である中小事業主等が特別加入を脱退したいときには、特別加入者が脱退を希望するとき速やかに、労働保険事務を委託している労働保険事務組合の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由し都道府県労働局長に対して、特別加入脱退申請書の提出を行う。	労働者災害補償保険法第35条（同法施行規則第46条の23）、労働者災害補償保険法第36条（同法施行規則第46条の25の2）、労働者災害補償保険法第34条（同法施行規則第46条の21）

～ 目 次 ～

手続No.	対 象 手 続	手 続 の 概 要	根 拠 法 令
No. 18	中小事業主等特別加入の申請	労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託している中小事業主が、特別加入の承認申請を行うときには、労働保険事務を委託している労働保険事務組合の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由し都道府県労働局長に対して、特別加入申請書の提出を行う。	労働者災害補償保険法第34条（同法施行規則第46条の19第1項）
No. 19	中小事業主等特別加入変更の届出	特別加入者である中小事業主等が、事業主の氏名、事業主が行う事業に従事する者の氏名、従事する業務又は作業の内容及び事業主と事業主の行う事業に従事する者との関係に変更があったときに、変更事由が生じたとき、遅滞なく、労働保険事務を委託している労働保険事務組合の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由し都道府県労働局長に対して、特別加入に関する変更届の提出を行う。	労働者災害補償保険法第34条（同法施行規則第46条の19）
No. 20	療養補償給付たる療養の給付の請求	業務上負傷し又は疾病にかかり、労災病院や労災指定病院等で療養の給付を受けようとするとき、被災労働者本人が、治療を受けた日の翌日から2年以内に、治療を受けている病院等を経由して所轄の労働基準監督署長に療養補償給付の請求を行う。	労働者災害補償保険法第13条（同法施行規則第12条）
No. 21	療養補償給付たる療養の給付を受ける指定病院等（変更）の届出	業務上負傷し又は疾病にかかり療養補償給付を受けている人が、指定病院等を変更するとき、被災労働者本人が、変更した病院・診療所・薬局を経由し所轄の労働基準監督署に、療養の給付を受ける指定病院等（変更）届の提出を行う。	労働者災害補償保険法第12条の7（同法施行規則第12条第3項）
No. 22	労働者死傷病報告	事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。	労働安全衛生規則（労働安全衛生法）第97条第1項
No. 23	雇用保険被保険者資格取得届	事業主が、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者になった場合、その者について、被保険者となった事実のあった日の属する月の翌月10日までに、「雇用保険被保険者資格取得届」を、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。	雇用保険法第7条、同法施行規則第6条
No. 24	雇用保険被保険者資格喪失届	事業主が、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなった場合、その者について、被保険者でなくなった事実のあった日の翌日から起算して10日以内に、「雇用保険被保険者資格喪失届」を、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。なお、離職票の交付を必要としないときのみ電子申請が可能。	雇用保険法第7条、同法施行規則第7条
No. 25	雇用保険被保険者証の再交付の申請	被保険者が、雇用保険被保険者証を滅失又は損傷した場合、「雇用保険被保険者証再交付申請書」を公共職業安定所に提出する。	雇用保険法施行規則第10条
No. 26	雇用保険被保険者区分変更届	事業主が、その雇用する被保険者について被保険者区分の変更が生じた場合、その者について、被保険者区分の変更が生じた日の属する月の翌月10日までに、「雇用保険被保険者区分変更届」を、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。	雇用保険法第7条、同法施行規則第12条の2
No. 27	雇用保険被保険者転勤届	事業主が、その雇用する被保険者を転勤させた場合、転勤の事実のあった日の翌日から起算して10日以内に、「雇用保険被保険者転勤届」を、転勤後の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。	雇用保険法第7条、同法施行規則第13条
No. 28	雇用保険被保険者氏名変更届	事業主が、その雇用する被保険者が氏名を変更した場合、すみやかに「雇用保険被保険者氏名変更届」を、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。	雇用保険法第7条、同法施行規則第14条
No. 29	休業開始時賃金月額証明書	事業主が、その雇用する被保険者が雇用保険法第61条の4第1項等に規定する休業（育児休業・介護休業）を開始したときに、休業を開始した日の翌日から起算して10日以内に、「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書」を事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。	雇用保険法第7条、雇用保険法施行規則第14条の2第1項
No. 30	雇用保険の事業所の各種変更の届出	事業主が、事業主の氏名若しくは住所、事業所の名称若しくは所在地、事業の種類又は概要に変更があった場合、「雇用保険事業主事業所各種変更届」を、変更のあった日の翌日から起算して10日以内に、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。	雇用保険法施行規則第142条
No. 31	公共職業訓練等受講届及び通所届	受給資格者が、公共職業安定所長の指示により公共職業訓練等を受けることとなったときに、速やかに「公共職業訓練等受講届・通所届」を管轄公共職業安定所に提出する。	雇用保険法第15条第3項、同法施行規則第21条
No. 32	受給期間延長の申請	①被保険者であった者又は受給資格者が、受給期間内に、妊娠・出産・育児等の理由により引き続き30日以上職業に就くことができない日がある場合、その要件に該当するに至った日の翌日から起算して1か月以内に、又は②受給資格に係る離職が定年等の理由による者が当該離職後一定期間求職の申込みをしないことを希望する場合、定年等の理由により離職した日の翌日から起算して2か月以内に、「受給期間延長申請書」を住居所を管轄する公共職業安定所に提出する。	雇用保険法第20条、同法施行規則第31条、第31条の3
No. 33	再就職手当の申請	基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上、かつ、45日以上である受給資格者が、安定した就職（就業又は事業開始）をした場合、就職日又は事業開始日の翌日から起算して1か月以内に、「再就職手当支給申請書」を、その者の住居所を管轄する公共職業安定所に提出する。	雇用保険法第56条の2、同法施行規則第82条の7
No. 34	教育訓練給付金の申請	一定の要件を満たす雇用保険の一般被保険者又は一般被保険者であった者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練講座を受講し、修了した場合、その受講修了日の翌日から起算して1か月以内に「教育訓練給付金支給申請書」を、その者の住居所を管轄する公共職業安定所に提出する。なお、疾病又は負傷その他やむを得ない理由があると認められる場合のみ電子申請が可能。	雇用保険法第60条の2、同法施行規則第101条の2の8

～ 目 次 ～

手続No.	対 象 手 続	手 続 の 概 要	根 拠 法 令
No. 35	高齢雇用継続基本給付金の申請	一般被保険者が、60歳到達時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける場合、初回については最初に支給を受けようとする支給申請月の初日から起算して4ヵ月以内に、次回以降の申請は、公共職業安定所長の指定する申請月中に、「高齢雇用継続基本給付金支給申請書」を、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。	雇用保険法第61条、同法施行規則第101条の5
No. 36	育児休業基本給付金の申請	一般被保険者が、1歳未満の子を養育するための休業（その後の期間において保育所における保育の実施が行われない等の理由により休業を取得する場合は1歳6ヵ月未満の子を養育するための休業）を取得した場合、初回については最初に支給を受けようとする支給単位期間の初日（育児休業開始日）から起算して4ヵ月を経過する日の属する月の末日までに、次回以降の申請については、公共職業安定所長の指定する期間に、「育児休業基本給付金支給申請書」を、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。	雇用保険法第61条の4、同法施行規則第101条の13
No. 37	雇用保険被保険者六十歳到達時賃金証明書 の提出及び高齢雇用継続給付受給資格確認	被保険者が、最初に高齢雇用継続基本給付金の支給を受けようとするとき又は最初の支給申請書提出時に、「高齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高齢雇用継続給付支給申請書」、「雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書」を、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。	雇用保険法施行規則第101条の5第1項、第101条の8、職業安定局長通達（平成7年3月31日付職発第218号）
No. 38	雇用保険被保険者離職票の再交付の申請	離職票を滅失又は損傷した者が離職票の再交付を受けようとする場合、当該離職票を交付した公共職業安定所に対し、離職票の再交付申請を行う。	雇用保険法施行規則第17条第4項
No. 39	就業促進手当（就業手当）の申請	基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上、かつ、45日以上である受給資格者が、再就職手当の支給対象とならない常用雇用等以外の形態で就職した場合、原則として失業の認定日に「就業手当支給申請書」を、その者の住居所を管轄する公共職業安定所に提出する。なお、継続就職するなど以後失業の認定の必要のないときのみ電子申請が可能。	雇用保険法第56条の2、同法施行規則第82条の5
No. 40	療担規則第11条の3の厚生労働大臣が定める 報告事項	療養の給付について地方社会保険事務局長に行う定期的（毎年）に行う報告	保険医療機関及び保険医療担当規則第11条の3
No. 41	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算 定基礎届	事業主は、毎年1回、7月1日現在のすべての被保険者について報酬月額に関する事項を社会保険事務所長等又は健康保険組合に届出なければならない。（ただし、6月1日以降に被保険者になった者、7月、8月、9月に標準報酬の随時改定が行われる者は除く）。	健康保険法施行規則25条（健康保険法）、厚生年金保険法施行規則18条（厚生年金保険法）
No. 42	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変 更届	事業主は、被保険者の報酬月額について、昇（降）給等により固定的賃金が変動し、変動月以降引き続く3か月に受けた報酬の平均月額と現在の標準報酬等級との間に2等級以上の差が生じた場合は、社会保険事務所長等又は健康保険組合に届出なければならない。	健康保険法施行規則26条（健康保険法）、厚生年金保険法施行規則19条、19条の2（厚生年金保険法）
No. 43	健康保険・厚生年金保険育児休業取得者申出 書、船員保険・厚生年金保険育児休業取得者 申出書	事業主は、被保険者が「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく育児休業等を取得し、保険料の免除を受けるときは社会保険事務所長等又は健康保険組合に申出書を提出する。	健康保険法施行規則135条（健康保険法）、船員保険法施行規則96条の3の4（船員保険法）、厚生年金保険法施行規則25条の2（厚生年金保険法）
No. 44	健康保険・厚生年金保険事業所関係変更（訂 正）届	事業主は事業所に関する届出内容について変更になったときは、社会保険事務所長等又は健康保険組合に届出を行う。	健康保険法施行規則30条、31条、35条（健康保険法）、厚生年金保険法施行規則23条、24条、29条（厚生年金保険法）
No. 45	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得 届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格取 得届	事業主は、健康保険法第3条又は厚生年金保険法第9条若しくは第10条に該当する者を雇用了ときは社会保険事務所長等又は健康保険組合に届出しなければならない。船舶所有者は、船員法第1条の船員を使用した場合には地方社会保険事務局長等に届出しなければならない。	健康保険法施行規則24条、43条（健康保険法）、船員保険法施行規則7条、8条（船員保険法）、厚生年金保険法施行規則15条、16条（厚生年金保険法）
No. 46	健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失 届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪 失届	事業主又は船舶所有者は、被保険者が資格を喪失したとき（退職、死亡したとき等）は社会保険事務所長等若しくは健康保険組合又は地方社会保険事務局長等に届出しなければならない。	健康保険法施行規則29条、51条、52条、59条、99条（健康保険法）、船員保険法施行規則10条、17条の7、17条の8、24条の2の5、47条の2、47条の2の7（船員保険法）、厚生年金保険法施行規則22条（厚生年金保険法）
No. 47	健康保険任意継続被保険者資格取得申請書	被保険者の資格を喪失した者が、喪失の日の前日まで継続して2か月以上被保険者資格を有し、継続して健康保険の被保険者となる場合には社会保険事務所長等又は健康保険組合に申請を行う。	健康保険法施行規則42条
No. 48	健康保険任意継続被保険者資格喪失申請書	任意継続被保険者が、他の健康保険の被保険者となった場合は、社会保険事務所長等又は健康保険組合に申請しなければならない。	健康保険法施行規則15条の2、51条、52条、59条、99条
No. 49	保険料等還付請求書	保険料を前納しており、その前納期間が経過する前に被保険者の資格を喪失したとき、その未経過の期間に係る保険料について還付を受けようとする場合は社会保険事務所長等又は健康保険組合に請求書を提出する。	健康保険法施行規則141条（健康保険法）、船員保険法施行規則101条（船員保険法）、厚生年金保険法施行規則88条（厚生年金保険法）
No. 50	健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更 （訂正）届、船員保険・厚生年金保険被保 険者氏名変更訂正届	事業主等は、被保険者の氏名に変更などがあった場合は、社会保険事務所長等又は健康保険組合に届出なければならない。船舶所有者は、被保険者の氏名に変更などがあった場合は、地方社会保険事務局長等に届出なければならない。	健康保険法施行規則36条、47条、48条、59条、99条（健康保険法）、船員保険法施行規則13条、17条の2、17条の5、17条の8、24条の2の5、47条の2、47条の2の7（船員保険法）、厚生年金保険法施行規則5条の4、9条、21条（厚生年金保険法）

～ 目 次 ～

手続No.	対 象 手 続	手 続 の 概 要	根 拠 法 令
No. 51	健康保険被保険者証滅失き損無余白再交付申請書、健康保険遠隔地被保険者証交付申請書、健康保険遠隔地被保険者証滅失き損無余白再交付申請書、船員保険遠隔地被扶養者証交付申請書、船員保険被保険者被扶養者遠隔地被扶養者証滅失き損無余白再交付申請書	被保険者は、被保険者証等がき損、滅失又は余白が無くなったときは社会保険事務所長等若しくは健康保険組合又は地方社会保険事務局長等に申請しなければならない。船員保険被保険者より生計を維持されている被扶養者が同居しなくなったときは、遠隔地被扶養者証の交付申請ができる。	健康保険法施行規則47条、49条、59条、99条、114条（健康保険法）、船員保険法施行規則17条の2、17条の5（船員保険法）
No. 52	健康保険被保険者家族療養費支給申請書、健康保険被保険者家族療養費支給申請書（食事療養標準負担額差額支給申請用）、船員保険被保険者家族療養費支給申請書	被保険者は、やむを得ない事情や国外で自費診療を受けたとき、又は、標準負担額減額の申請をできなかったとき、後日払い戻しを受ける場合は社会保険事務所長等又は健康保険組合に請求できる。 （主な利用者：被保険者、代理申請率：－％）	健康保険法施行規則61条、66条、83条（健康保険法）、船員保険法施行規則24条の2の8、42条、43条、45条（船員保険法）
No. 53	健康保険傷病手当金請求書、船員保険傷病手当金支給請求書	健康保険被保険者は、療養のために労務に服することができない期間で、報酬の支払いがない場合（又は報酬が傷病手当金の額よりも少ない場合）、労務に服することができなくなった初日から起算して第4日目より傷病手当金を社会保険事務所長等又は健康保険組合に請求できる。船員保険被保険者等は、疾病又は負傷による療養のため職務に服することができない場合は傷病手当金を地方社会保険事務局長等に請求できる。	健康保険法施行規則84条（健康保険法）、船員保険法施行規則44条、44条の2（船員保険法）
No. 54	健康保険被保険者家族埋葬料（費）請求書、船員保険被保険者家族葬祭料（費）請求書	健康保険被保険者、船員保険被保険者等が死亡したとき、被保険者により生計を維持していた者が埋葬（葬祭）を行う場合は、埋葬（葬祭）料を社会保険事務所長等又は健康保険組合に請求することができる。埋葬（葬祭）料の支給を受けるべき者がいない場合、埋葬（葬祭）を行った者は、埋葬（葬祭）料の額の範囲内で、実際に要した費用に相当する金額を地方社会保険事務局長等に請求することができる。	健康保険法施行規則51条、59条、85条、118条、122条、96条（健康保険法）、船員保険法施行規則82条の15、82条の16、82条の17（船員保険法）
No. 55	健康保険被保険者配偶者出産育児一時金請求書、船員保険出産育児一時金・配偶者出産育児一時金支給請求書	被保険者又はその被扶養者が妊娠4か月以上でお産（死産も含む）をしたときは、出産育児一時金を社会保険事務所長等若しくは健康保険組合又は地方社会保険事務局長等に請求できる。	健康保険法施行規則86条、97条、129条、134条（健康保険法）、船員保険法施行規則47条の5、48条（船員保険法）
No. 56	健康保険出産手当金請求書、船員保険出産手当金支給請求書	健康保険被保険者等が出産の日（出産の日が出産予定日より後になるときは出産予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）より出産の日後56日までの間において労務に服することができなとき出産手当金を社会保険事務所長等又は健康保険組合に請求できる。船員被保険者等が妊娠のため職務に服することができない場合は、妊娠の判明した日から出産当日までの間と出産の日後56日の範囲内で出産手当金を地方社会保険事務局長等に請求できる。	健康保険法施行規則87条、134条（健康保険法）、船員保険法施行規則47条の6（船員保険法）
No. 57	健康保険被扶養者（異動）届、船員保険被扶養者（異動）届	被保険者等が被扶養者を有するに至った場合やその有する被扶養者に異動があった場合には、事業主又は船舶所有者を経由して社会保険事務所長等若しくは健康保険組合又は地方社会保険事務局長等に届出しなければならない。	健康保険法施行規則38条、59条、99条、120条、121条、134条（健康保険法）、船員保険法施行規則17条の3、17条の4、17条の5、17条の8、24条の2の5、47条の2、47条の2の7（船員保険法）
No. 58	健康保険被保険者被扶養者世帯合算高額療養費支給申請書、船員保険高額療養費支給申請書	被保険者等が、本人又は被扶養者ひとりひとりについて、同一の医療機関に対して1か月に支払った額が自己負担限度額を越えた場合、その越えた部分について社会保険事務所長等又は健康保険組合に請求できる。	健康保険法施行規則109条、134条（健康保険法）、船員保険法施行規則47条の4（船員保険法）
No. 59	健康保険・厚生年金保険賞与等支払届、厚生年金保険（船員）賞与等支払届	事業主、船舶所有者は、賞与の支給を行ったときは社会保険事務所長等若しくは健康保険組合又は地方社会保険事務局長等に届出しなければならない。	健康保険法施行規則27条（健康保険法）、厚生年金保険法施行規則26条の2（厚生年金保険法）
No. 60	国民年金・共済年金・厚生年金保険年金受給選択申出書、国民年金・共済組合等・厚生年金保険年金受給選択申出書	複数の年金受給権があり、選択を必要とする者は、申請書を社会保険事務所長等に提出しなければならない。	船員保険法施行規則昭和61年附則21条、旧船員保険法施行規則53条、54条、68条の4、68条の6、72条の2、74条の10、81条の6、82条の11、82条の14の6、82条の14の9（船員保険法）、厚生年金保険法施行規則30条の5、45条、61条、施行規則昭和61年附則14条、旧厚生年金保険法施行規則30条の2、43条の3、44条の2、61条、76条の3、厚生年金保険法施行規則平成9年附則19条、20条、29条、30条（厚生年金保険法）、国民年金法施行規則17条、17条の7、32条、35条、41条、60条の3、昭和61年附則8条、旧国民年金法施行規則17条、32条、40条、50条、52条、60条の3
No. 61	厚生年金保険被保険者住所変更届、厚生年金保険（船員）被保険者住所変更届	適用事業所の事業主は、厚生年金保険被保険者が住所を変更した場合、速やかに社会保険事務所長等に届出なければならない。	厚生年金保険法施行規則5条の5、21条の2（厚生年金保険法）
No. 62	年金手帳再交付申請書	被保険者又は被保険者であった者が、年金手帳を破り、汚し、又は失ったときは、氏名、性別、生年月日及び住所、基礎年金番号を記載した申請書を社会保険事務所長等に提出し、年金手帳の再交付を受けなければならない。	厚生年金保険法施行規則11条（厚生年金保険法）、国民年金法施行規則11条（国民年金法）
No. 63	国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書	原則として25年の資格期間を満たした者が、65歳になって年金を受給するときは、請求書を社会保険事務所長等に提出する。ただし、65歳になる前であっても一定の要件を満たす者については、年金が支給される。	厚生年金保険法施行規則30条、30条の2、施行規則附則6（厚生年金保険法）、国民年金法施行規則16条、16条の3、16条の4、30条の3、30条の4（国民年金法）
No. 64	国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書（ハガキ形式）	60歳台前半の老齢給付（報酬比例部分のみ支給される老齢厚生年金や定額部分と報酬比例部分とを併せて支給される老齢厚生年金）を受けている方が65歳になったときは、裁定請求書を社会保険事務所長等に提出する。	厚生年金保険法施行規則30条の2（厚生年金保険法）、国民年金法施行規則16条の2（国民年金法）

～ 目 次 ～

手続No.	対 象 手 続	手 続 の 概 要	根 拠 法 令
No. 65	老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届	年金受給権者が雇用保険法等による給付が受けられるようになったときは、届書を社会保険事務所長等に提出しなければならない。	厚生年金保険法施行規則33条、厚生年金保険法施行規則平成9年附則26条（厚生年金保険法）、国民年金法施行規則17条の6（国民年金法）
No. 66	老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届	加給年金額対象者である配偶者が老齢（退職）・障害の年金を受けられるようになったときは、届書を社会保険事務所長等に提出しなければならない。	厚生年金保険法施行規則33条の2、49条の2（厚生年金保険法）
No. 67	年金受給権者現況届	年金受給権者は、引き続き年金を受ける権利があるかどうか、年に1回、社会保険庁長官に現況の届出をしなければならない。	厚生年金保険法施行規則35条、51条、68条、厚生年金保険法施行規則昭和61年附則14条、旧厚生年金保険法施行規則35条、43条の7、51条、68条、76条の10（厚生年金保険法）、国民年金法施行規則18条、36条、51条、60条の6、国民年金法施行規則昭和61年附則8条、旧国民年金法施行規則18条、29条、45条、58条、60条の6（国民年金法）、船員保険法施行規則73条、82条の3、船員保険法施行規則附則21条、旧船員保険法施行規則57条、68条の12、73条、82条の3、82条の14の7（船員保険法）
No. 68	年金受給権者住所・支払機関変更届	年金受給権者が住所や年金の受取先を変更するときは、届書を社会保険事務所長等に提出する。	厚生年金保険法施行規則38条、39条、54条、55条、71条、72条、厚生年金保険法施行規則昭和61年附則14条、旧厚生年金保険法施行規則38条、39条、43条の10、43条の11、54条、55条、71条、72条、76条の13、76条の14（厚生年金保険法）、国民年金法施行規則20条、21条、国民年金法施行規則昭和61年附則8条、旧国民年金法施行規則20条、21条、30条、36条の2、38条、47条、50条、60条、60条の8（国民年金法）、船員保険法施行規則75条の2、75条の3、82条の13、船員保険法施行規則昭和61年附則21条、旧船員保険法施行規則62条、62条の2
No. 69	年金証書再交付申請書	年金受給権者が、年金証書を破り、汚し、又は年金証書を失ったときは、氏名、性別、生年月日及び住所、基礎年金番号・年金コードを載した申請書を社会保険事務所長等に提出し、年金証書の再交付を受けなければならない。	厚生年金保険法施行規則40条、56条、73条、厚生年金保険法施行規則昭和61年附則14条、旧厚生年金保険法施行規則40条、43条の12、56条、73条、76条の15（厚生年金保険法）、国民年金法施行規則22条、38条、53条、60条の8、国民年金法施行規則昭和61年附則8条、旧国民年金法施行規則22条、30条、38条、47条、50条、60条、60条の8（国民年金法）、船員保険法施行規則75条の4、82条の13、船員保険法施行規則昭和61年附則21条、旧船員保険法施行規則63条（船員保険法）
No. 70	国民年金・厚生年金保険年金受給権者死亡届	年金受給権者が死亡したときには、戸籍法で定められている死亡の届出義務者は、届書を社会保険事務所長等に提出しなければならない。	厚生年金保険法施行規則41条、57条、74条（厚生年金保険法）、国民年金法施行規則24条、38条、53条、60条の8（国民年金法）
No. 71	国民年金・厚生年金保険未支給年金保険給付請求書	死亡した者に支払われるはずであった未払い金・保険給付を遺族が受けようとするときは、請求書を社会保険事務所長等に提出する。	厚生年金保険法施行規則42条、58条、75条（厚生年金保険法）、国民年金法施行規則25条、38条、53条、60条の8（国民年金法）
No. 72	国民年金・厚生年金保険・船員保険遺族給付裁定請求書	一定の条件に該当し遺族年金を請求するときは、社会保険事務所長等に請求書を提出する。	厚生年金保険法施行規則60条、60条の2、施行規則附則10（厚生年金保険法）、船員保険法施行規則81条、81条の2、81条の4（船員保険法）、国民年金法施行規則39条、40条（国民年金法）
No. 73	厚生年金保険未支給保険給付請求書（旧）	死亡した者に支払われるはずであった未払い金・保険給付を遺族が受けようとするときは、請求書を社会保険事務所長等に提出する。	厚生年金保険法施行規則昭和61年附則14条、旧厚生年金保険法施行規則42条、43条の14、58条、75条、76条の17（厚生年金保険法）
No. 74	国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認・資格喪失・死亡・氏名変更・生年月日変更・性別変更届	国民年金第3号被保険者の資格を取得した者及びその他第3号被保険者に関して変更があったときは、届書を社会保険事務所長等に提出しなければならない。	国民年金法施行規則1条の2、3条、4条、6条、6条の2、6条の3、7条、8条（国民年金法）
No. 75	国民年金未支給老齢・通算老齢年金支給請求書（旧）	死亡した者に支払われるはずであった未払い金・保険給付を遺族が受けようとするときは、請求書を社会保険事務所長等に提出する。	国民年金法施行規則昭和61年附則8条、旧国民年金法施行規則25条、30条（国民年金法）

～ 目 次 ～

手続No.	対 象 手 続	手 続 の 概 要	根 拠 法 令
No. 76	国民年金保険料追納申込書	国民年金の保険料を追納するときは、申込書を社会保険事務所長等に提出する。	国民年金法施行規則78条（国民年金法）
No. 77	国民年金保険料還付請求書	前納保険料の還付を受けようとするときは、請求書を社会保険事務所長等に提出する。	国民年金法93条、国民年金法施行令9条、国民年金法施行規則80条

- (注1) 重点計画-2006に基づき要継続検討とされていた手続についての検討結果等から、利用促進対象手続より除外することとなったについては、目次に二重線を付してある。詳細については、別添資料を参照。
- (注2) 行動計画（改定）中、昨年の行動計画に記載した事項については黒字、平成18年度における措置（検討を含む）事項については青字、平成19年度以降、新たに措置することとした事項については赤字で記載。